

## 第2期行財政改革プログラム 個別取組工程表

所管	教育委員会事務 市民人権局 各区役所	局	総務部 市民生活部 -	部	教育政策課 市民人権総務課	課
項目	2-7	(仮称) 区教育審議会の設置 (平成26年12月「区教育・健全育成会議」に名称決定)				
実施内容	地域全体で子どもの成長を支え、地域の声を活かし、地域に根ざした教育を推進するため、区民等を委員とした区教育・健全育成会議を各区に設置し、区域の教育力向上に関する方策について調査・審議する。					
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度 制度の調査・研究</li> <li>・平成27年度 各区に設置</li> </ul>					
工 程	当初予定	26年度	27年度	28年度	29年度	
		← 制度の調査・研究 →	← 各区に設置 →			
工 程	進捗状況 (実績・見込)	26年度	27年度	28年度	29年度	
		← 制度の調査・研究 →	○ 全区に設置			
		● 市民意見募集の実施				
		● 条例の制定				
実績	(平成26年度) ・制度の調査・研究 ・(仮称)区教育・健全育成会議の基本的な考え方について、市民意見募集の実施 ・平成26年第4回市議会(定例会)にて、堺市区教育・健全育成会議条例が可決し、成立					
評 価	26 年度  B	課題	・審議会の実効性を上げるために、提言をいかにして施策・事業に結びつけるか。 ・子どもの教育・健全育成に関する課題が多様化・複雑化している中で、相談員の資質の向上並びに学校、教育委員会、本庁関係部局及び庁外関係機関との連携の充実が必要			
		改善策	・区教育・健全育成会議における審議と並行して、審議内容の実現方法について、区役所、教育委員会その他関係部局が協議を行う。 ・相談窓口業務に関する専門的な知識や技術を高めるために、相談窓口の相談員その他関係職員を対象とした研修を実施			
評価基準		A: 目標を上回って達成 B: 目標を概ね達成 C: 未達成				
備考						